データ印字等業務委託契約書

1 委託業務名 国民健康保険課データ印字等業務委託契約

2 委 託 料 別紙1単価表のとおり

3 委 託 期 間 契約締結日 ~ 令和 10 年 12 月 31 日

4 委 託 内 容 別添「業務委託仕様書」のとおり

5 契約保証金 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき免除

那覇市(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)は、上記の委託業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の契約条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 7年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号那 覇 市那 覇 市 長 知 念 覚

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、本契約書(頭書を含む。)に基づき、別添仕様書及び図書(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書及び仕様書等に記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。この場合において、契約期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、6月23日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 乙は、契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様 とする。
- 5 契約書に定める請求、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 9 契約書及び仕様書等における期間の定めについては、契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括再委託の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

- 第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し又は履行を 一時中止することができる。
- 2 前項の規定により契約の内容を変更する場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議の上、これを定める。
- 3 乙は、自己の責めに帰すことができない事由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、甲に契約期間の延長を申し出ることができる。この場合において、甲は、その申出を相当と認めたときは、乙と協議の上、これを定める。
- 4 前項の規定による申出は、契約期間内に行わなければならない。

(甲の立ち合い)

第5条 甲は、甲の指定する職員をして、契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書等に定められた事項の範囲内において、乙の履行する業務に立ち会わせ、乙の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 乙は、業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(仕様書等と不適合の場合の補修義務)

第7条 乙は、業務の履行が仕様書等と適合しない場合において、甲がその補修をしたときは、 当該請求に従わなければならない。この場合において、乙は、契約金額の増額又は契約期間の 延長を請求することができない。

(事情変更による契約内容の変更)

第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議の上、契約金額、契約期間その他の契約内容の変更を請求することができる。

(一般的損害)

第9条 この契約の履行に関して発生した損害については、乙がその費用を負担する。ただし、 その損害(火災保険その他の保険等により、塡補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべ き事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 業務の施行に伴い第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(火災保険その他の保険等により、塡補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(検査及び補修)

- 第11条 乙は、業務が完了したときは、直ちに甲に通知し、甲の検査を受けなければならない。 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙に立会い を求め、検査を行わなければならない。この場合において、甲は、検査を行う日時を乙に通知 しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、必要があるときは、乙に通知の上、その立会いを求め、 検査を行うことができる。
- 4 乙は、第2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

- 6 第2項又は第3項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完 了したものとする。
- 7 乙は、第2項の検査に合格しない場合で、甲が特に1回に限り補修を認めたときは、甲が指示した期間内にこれを完了しなければならない。この場合において、補修が完了したときは、 第2項及び第4項から前項までの規定を準用する。
- 8 前項の補修が指定期間内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、甲は、契約期間経過後の日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合において、第15条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

- 第12条 乙は、業務を完了させ、前条第2項又は第7項の検査に合格したときは、納品した分の 契約代金をその納品月分として当該年度内に甲へ請求することができる。
- 2 前項の契約代金は、別紙1に定める単価に処理件数を乗じて得た金額の合計額に消費税及び 地方消費税額を加算したものとする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り 捨てるものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により乙に誤った業務を指示したときは、前項の単価のうち、実際 の作業内容に応じた金額を乙は請求する事ができる。
- 4 甲は、前項の規定による適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 5 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

- 第13条 乙は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額を納めるものとする。ただし、 甲から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が契約金額の100分の10以上であるときは、乙は、更に納入することを要しない。
- 3 甲は、第11条第2項若しくは第7項の検査に合格したとき又は第18条第1項若しくは第19条第 1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(契約不適合責任)

- 第 14 条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し 又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方 法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行

の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項の場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しなければ、甲は、その契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、成果物を甲に引き渡した時において、乙がその契約不適合を知り、若しくは重大な過失によって知らなかったとき、又はその契約不適合が乙の故意若しくは重大な過失に起因するときは、この限りでない。
- 5 甲は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の 消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容又は甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを甲に通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第15条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を 徴収して契約期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額(甲が分割して履行しても支障がないと認めた既済部分を除く。)につき遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第12条第3項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が甲に到達した日において適用される割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、第1号の規定によりこの契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が、契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 第19条に規定する事由によらないで、この契約の解除を乙が申し出たとき。
 - (5) 乙が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (6) 前各号のほか、乙が、この契約条項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。
 - (7) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条の規定による公正取引委員会の乙に対する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項の規定による納付命令)が確定したとき。
 - (8) この契約に関して、乙(乙が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の100分の10相当額を 違約金として甲に納付しなければならない。
 - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について 履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の 規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。
- 4 前条の規定により契約を解除した場合又は第2項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が契約期間満了後に行われたときは、甲は、契約期間の終日の翌日から解除の日(乙の申出に基づく場合は、その書面が甲に到達した日)までの日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第15条第2項の規定を準用する。

(協議解除)

- 第18条 甲は、第16条の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除 することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を 賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第19条 乙は、甲の責めにより業務を完了することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の 賠償を甲に請求することができる。

(解除等に伴う措置)

- 第20条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の責めに帰すべき 事由によって乙の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」とい う。)において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金 相当額を支払うものとする。
- 2 乙は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく 甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が乙の故意又は過 失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに 代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第16条又は第17条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第18条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

- 第21条 乙は、この契約に関して、第16条第7号又は第8号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条第8号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第22条 甲は、乙に対する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権その他 の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第23条 乙が、那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と

密接な関係を有する者に該当すると判明した場合は、甲はこの契約を解除することができる。 この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を 乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、 その責めを負わないものとする。
- 4 契約解除に伴う措置については、契約書第20条第1項から第3項までの規定を準用するものとする。

(個人情報の取扱い)

第24条 契約の遂行における預託された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報保護条例及び別紙2「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ)

- 第25条 甲及び乙は、本契約の実施に当たり情報セキュリティ対策を実施する必要がある場合は、相互協議を行い、対策を講じるものとする。
- 2 乙は、別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第26条 契約書又は仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

[単価表]

	帳票	帳票名	単位	契約単価
	No.			(円:税抜き)
1	601	6月_当初納税通知書(口座振替)	件	
2	602	6月_当初納税通知書(特別徴収)	件	
3	603	6月_当初納税通知書(納付書)	件	
4	301	当初納税通知書(口座振替・特別徴収)	件	
5	302	当初納税通知書(納付書)	件	
6	501	税額変更通知書(口座振替・特別徴収)	件	
7	502	税額変更通知書(納付書_0枚)	件	
8	503	税額変更通知書(納付書)	件	

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる
 - (1) 委託者 個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。
 - (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
 - (3) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など委託者が管理する個人に属する情報をいう。
 - (4) ロ グ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
 - (5) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしては ならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅 失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止又は制限)

- 第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は委託者に対し当該 第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

- 第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写又は複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

- 第8条 委託者は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。
- 2 委託者は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理 措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 委託者が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は委託者に協力 しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

- 第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに委託者へ報告しなければならない。
- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄)

- 第10条 受託者は、本契約終了後に委託者から要求がある場合又は法令の定めで必要がある場合は、直ちに委託者から預託された個人情報を委託者に返却しなければならない。ただし、 委託者から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。
- 2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

- 第11条 受託者は、委託者から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法 によるものとする。
 - (1) 個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
 - (2) 個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。
- 2 受託者は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(従事者への周知)

第12条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(作業場所の指定等)

第13条 受託者は、本契約の業務による事務の処理について、市庁舎内において行うものとする。なお、受託者は、市庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他の安全確保の措置についてあらかじめ委託者に届け出て、委託者の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

情報セキュリティに関する特記事項

(目的)

第1条 本特記事項は、那覇市情報セキュリティポリシーに基づき、情報通信ネットワーク並び に情報システムの開発及び保守を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、 受託者が守るべき情報セキュリティに関する特記事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 本特記事項で用いる用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 委託者

ネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。

(2) 受託者

ネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。

(3) 情報セキュリティ管理者

委託者の国民健康保険課長をいう。

(4) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(5)情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(6) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全てのデータ並びにネットワーク及び 情報システムで取り扱う全ての情報をいう。

なお、情報資産には、紙等の有体物に出力された情報も含むものとする。

(7) 管理区域

ネットワークの機器及び重要な情報システムを設置し、並びに当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。

(管理体制の整備)

- 第3条 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる 事項について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受託者 は速やかに書面により委託者へ連絡しなければならない。
 - (1)情報資産の取扱部署並びに責任者及び担当者
 - (2)情報資産を取り扱う作業範囲
 - (3)情報資産を取り扱う場所
 - (4) 通常時及び緊急時の連絡体制

(秘密の保持)

第4条 受託者は、委託者から秘密である旨の告知とともに知り得た情報を他に漏らしてはならない。委託業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

- 第5条 受託者は、委託業務を第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の 書面による承諾を受けたときはこの限りでない。委託者の承諾を受けた第三者が更に第三者に 委託する場合、以降の第三者(以下、委託者の承諾した第三者を総称して「再委託先」という。) に委託する場合についても同様とする。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により委託者の承諾を得ようとする場合、再委託先の名称及び住所、再委託の理由、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監査の方法等を委託者に書面により通知するものとする。なお、委託者から受けた承諾の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受託者は、再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、委託業務に 基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結 するものとする。
- 4 受託者は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(教育の実施)

第6条 受託者は、委託業務に係る受託者の責任者及び担当者に対して、情報セキュリティに関する教育(本特記事項の遵守を含む。)など委託業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、委託業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した委託者の情報資産を、委託者が指示した場所以外で利用してはならない。ただし、 委託者の書面による事前の承諾がある場合はこの限りでない。

(入退室等管理)

- 第8条 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、委託者の求めにより提示しなければならない。
- 2 受託者は、委託者の管理区域への機器の搬入出においては、管理区域への入退室を許可された委託者の職員の立ち会いのもと行わなければならない。
- 3 受託者は、委託者の管理区域に入室する場合、委託業務に不要なコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込んではならない。
- 4 受託者は、委託者の管理区域へ搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ確認を行なわなければならない。

(情報資産の利用)

- 第9条 受託者は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、委託者の書面による事前の 承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外で利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 受託者は、委託者の書面による事前の承諾を得ることなく委託者の情報資産に係る情報を複写し、又は複製してはならない。

(情報資産の保管)

第 10 条 受託者は、委託者から情報資産の提供等を受けた場合、当該情報資産の漏えい、紛失、 盗難、改ざんその他の不正行為が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し)

- 第11条 受託者は、情報資産を所管する委託者の情報セキュリティ管理者の書面による事前の承 諾を得ることなく情報資産を外部へ持ち出してはならない。
- 2 受託者は、前項により情報資産を持ち出すときは、盗難、紛失、不正コピーその他の情報資産の不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(情報資産の返却及び廃棄)

- 第12条 受託者は、委託業務で必要がなくなった場合は、委託者の指示に従い、委託者の情報システム及び情報資産を直ちに委託者に返却し、又は廃棄その他の処分を行うものとする。
- 2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

- 第13条 受託者は、委託者の情報システム及び情報資産を廃棄する場合は、委託者の情報セキュリティ管理者の事前の承諾を得て、情報を復元できないようデータ消去ソフトウェア等により消去し、又は物理的に破壊しなければならない。
- 2 受託者は、前項により情報を廃棄した場合は、速やかに廃棄日時、廃棄担当者、廃棄処理内容その他の廃棄した旨を証明する書面を委託者に提出しなければならない。

(不正プログラム対策)

- 第14条 受託者は、情報システムにコンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェア を常駐させ、最新の状態に保たなければならない。
- 2 受託者は、委託業務において、ソフトウェア開発元の提供するパッチやバージョンアップなどのサポートが終了したソフトウェアを使用してはならない。

(セキュリティ侵害の未然防止)

- 第 15 条 受託者は、情報システムのセキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて、 委託者を含む関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急性及 びリスクに応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。
- 2 受託者は、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境等の変化によって新たな脅威を認識した場合は、情報セキュリティの侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

(情報システムの導入)

- 第16条 受託者は、情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報などの重要な情報を含む情報資産を試験に使用してはならない。
- 3 受託者は、情報システムの導入及び試験環境から運用環境への移行について、手順を明確に するとともに、情報資産の保存を確実に行い、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小 限になるようにしなければならない。

(ネットワーク及び情報システムの管理)

- 第17条 受託者は、委託業務で使用するネットワーク及び情報システムを構成する機器に対し、 委託者の事前の承諾を得ることなくソフトウェアを導入してはならない。
- 2 受託者は、サーバなどの情報システムを構成する機器の取付けを行う場合、温度、湿度等の 影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な 措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく委託業務で使用するネットワーク及び情報システムを構成する機器の改造、増設又は交換を行ってはならない。
- 4 受託者は、ネットワーク又は情報システムを変更した場合は、変更履歴を作成し管理しなければならない。
- 5 受託者は、委託者の事前の承諾を得ることなく情報システムを構成する機器等をネットワークへ接続し、又はネットワークに接続している機器等を他ネットワークへ接続してはならない。

(事故等の報告)

- 第18条 受託者は、委託業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故が生じ、 又は生じたおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなけれ ばならない。
- 2 受託者は、前項の事故の原因を究明し、記録を保存しなければならない。また、事故の原因 究明の結果から、再発防止策を検討し、委託者に報告しなければならない。

(監査・検査への協力)

- 第19条 委託者は、委託業務に係る受託者の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて 業務履行場所への立入調査、検査、指導等を行うことができる。
- 2 受託者は、委託者から前項の立入調査、検査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。
- 3 委託者は、第1項による立入調査、検査等による確認の結果、受託者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて指導又は改善を勧告するものとする。
- 4 受託者は、前項による指導又は改善勧告を受けたときは、これに速やかに応じなければならない。

(セキュリティ事故の公表)

第20条 委託者は、受託者の責に帰すべき事由に伴う情報セキュリティに関する事故を認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、受託者の名称を含む当該事故の概要について報道機関等へ公表することができ、受託者はこれを受忍しなければならない。